

賛助会員 入会・退会・会費納入細則

●賛助会員入会・退会について

・入会申込み

賛助会員になろうとする者は、入会申込書に記入及び捺印の上、一般社団法人ロングライフ・ラボ（以下LLLとする）事務局に電子メール（PDFデータ添付）または郵便（原本添付）にて入会申込書を送付し入会の申込みを行う。

・入会完了

事務局の審査承認を経て、年会費を指定銀行口座にお振込みいただいた後に入会完了となる。

・退会

賛助会員が退会しようとする場合は、事前に事務局に退会届を提出しなければならない。

・除名

下記内容に該当すると判明した場合、除名し退会させていただきます。

- 一 LLLの定める規則(規定、細則を含む)に違反したとき
- 二 LLLの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき
- 四 会員が反社会的勢力、反社会的勢力の支配・影響を受けていること及び会員の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者であることが判明したとき

●賛助会員の特典（内容を変更又は中止することがあります）

- ・セミナー、シンポジウム等のご案内、事前優先申込枠の適用、参加費割引。
- ・LLLのホームページから法人会員ページへのリンク。
- ・研究成果物の二次利用（出典先明記）。
- ・法人会員が設計または施工した高性能住宅（LLL基準）の物件概要をLLLのホームページに公開。
（注1）詳細は別途「LLL高性能住宅ホームページ公開規定」に定める
（注2）公開物件数が年間10棟を超える場合は、1棟当たり1,000円(税別)の手数料が発生する

●会費納入規則

・年会費

入会の承認を得た者は、年会費を納入しなければならない。

会員種別	法人A	法人B	法人C	個人
資本金	10億円以上	1億円以上10億円未満	1億円未満	—
年会費（1口）	120,000円	60,000円	12,000円	5,000円

・会費の納入

1. 前事業年度内に任意退会の手続きを完了せず、事業年度の初日の時点で会員資格を有する者は、当該事業年度（※）の会費を納入しなければならない。
※当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
2. 会員は毎事業年度、指定する期日及び方法により会費を納入しなければならない。
3. 既に納入された会費は、これを返還しない。

・初年度会費及び納入

1. 入会初年度の会費は、1事業年度当たりの会費の金額を月割り計算することにより算出するものとする（千円未満の端数は切り上げ）。ただし、個人会員は初年度無料とする。
2. 法人会員は初年度、指定する期日及び方法により会費を納入しなければならない。
3. 既に納入された会費は、これを返還しない。

・会費口数の変更

1. 会員は会費口数を変更する時は、別に定める変更届をLLLの代表理事に提出することにより、1口以上の任意の会費口数に変更することができる。
2. 会費口数の変更は、当該届出日の属する事業年度の翌事業年度から適用するものとする。

◆入会申込書、変更届、退会届の提出先（兼問合せ先）◆

一般社団法人ロングライフ・ラボ 事務局 入退会 係

〒170-0012 東京都豊島区上池袋 2-14-11

TEL：03-3916-2656（代表） mail：info@longlife-lab.jp

HP：https://www.longlife-lab.jp/